

2020年5月29日

株主各位

大阪府中央区久太郎町4丁目1番3号

カネヨウ株式会社

新型コロナウイルスの影響により遅延しておりました

端数株式処分代金のお支払いについて

拝啓、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

1株未満の端数株式を保有頂いております株主の皆様は、これを会社法第235条第2項が準用する会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、兼松株式会社へ一括処分し、その処分代金を端数株式数に応じて2020年6月頃にお支払いする予定としておりましたが新型コロナウイルスの影響による裁判所の審理休止により、遅れが発生しておりました。

この度、緊急事態宣言の解除に伴い、裁判所の審理が再開され、5月20日付で任意売却の許可を得ることが出来ました。これにより2020年7月下旬頃にお支払できる予定となりましたことをご知らせいたします。

お支払いの詳細に関しましては、1株未満の端数株式を保有頂いております株主の皆様へ7月中旬頃にご案内を郵送させて頂く準備をしておりますので、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

(お支払いにあたっての手続き等について)

・住所変更等の手続き未済の方は、お早目に弊社株主名簿管理人までお問い合わせください。・

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社

同連絡先 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

電話 0120-094-777 (通話料無料)

利用時間 土・日・祝日を除く9:00~17:00

以 上